

つなぐ



ひとりで、ご家族だけで、  
つらい思いを抱えていませんか。  
あなたはひとりではありません。

何をどうしたらいいかわからないとき、  
私たちは、あなたのお手伝いをしていきます。



このノートは、犯罪や事故の被害にあわれた方やそのご家族の方々に  
少しでもお役に立てればとの思いから作成しました。

「つなぐ」というタイトルには、被害者やそのご家族の方に対して、  
さまざまな機関が手をつなぎ支援をするという意味を込めています。

# 目 次

## 第1章 はじめに

1 犯罪の被害にあわれた方へ	1
2 ノートの使い方	2
3 被害後に起きるかもしれないこと	3
4 困っていること、知りたいこと	5
5 犯罪被害に関する相談先	9
6 支援者リスト	12
7 あなたと周囲の人たちの関係図（エコマップ）	13
8 被害にあわれた時の記録	
(1) 被害発生時のこと	15
(2) 加害者に関すること	17
9 被害後のできごとに関する記録	19

## 第2章 刑事手続の流れ

1 刑事事件	21
2 少年事件（20歳未満の者）	24

## 第3章 被害後に関わる機関等との記録

1 警察との記録	27
2 検察庁との記録	29
3 裁判所との記録	31
4 弁護士との記録	35
5 加害者との記録	37
6 マスコミとの記録	39
7 医療機関等との記録	41
8 支援団体との記録	42
9 ( ) との記録	43
10 ( ) との記録	44

## 第4章 被害者等が利用できる支援制度・相談窓口

1 警察の支援制度	45
2 検察庁、裁判所等に関連する支援制度	47
3 少年事件（20歳未満）で利用できる支援制度	52
4 加害者が保護観察を受けている場合に利用できる制度	54
5 県・市町村の支援制度	55
6 主な支援制度一覧	60
7 支援制度以外の主な手続き	65
8 相談窓口一覧	67

岐阜県では、犯罪被害者等支援の理念や各主体の責務を明確にし、関係機関と一体となって総合的な支援を実施する体制を構築するため、岐阜県犯罪被害者等支援条例を制定しています（令和3年4月1日施行）。  
支援条例はこちらから確認いただけます。→

